

議案第 1 2 号

関市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

児童福祉法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市立日吉ヶ丘保育園の項を削り、同表関市立田原保育園の項中「1421番地」を「1421番地1」に改め、同表関市立武儀やまゆり東保育園の項中「関市立武儀やまゆり東保育園」を「関市立武儀やまゆり保育園」に改め、同表関市立武儀やまゆり西保育園の項を削る。

第5条第1項中「法第45条の最低基準」を「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の表関市立田原保育園の項の改正規定は、公布の日から施行する。